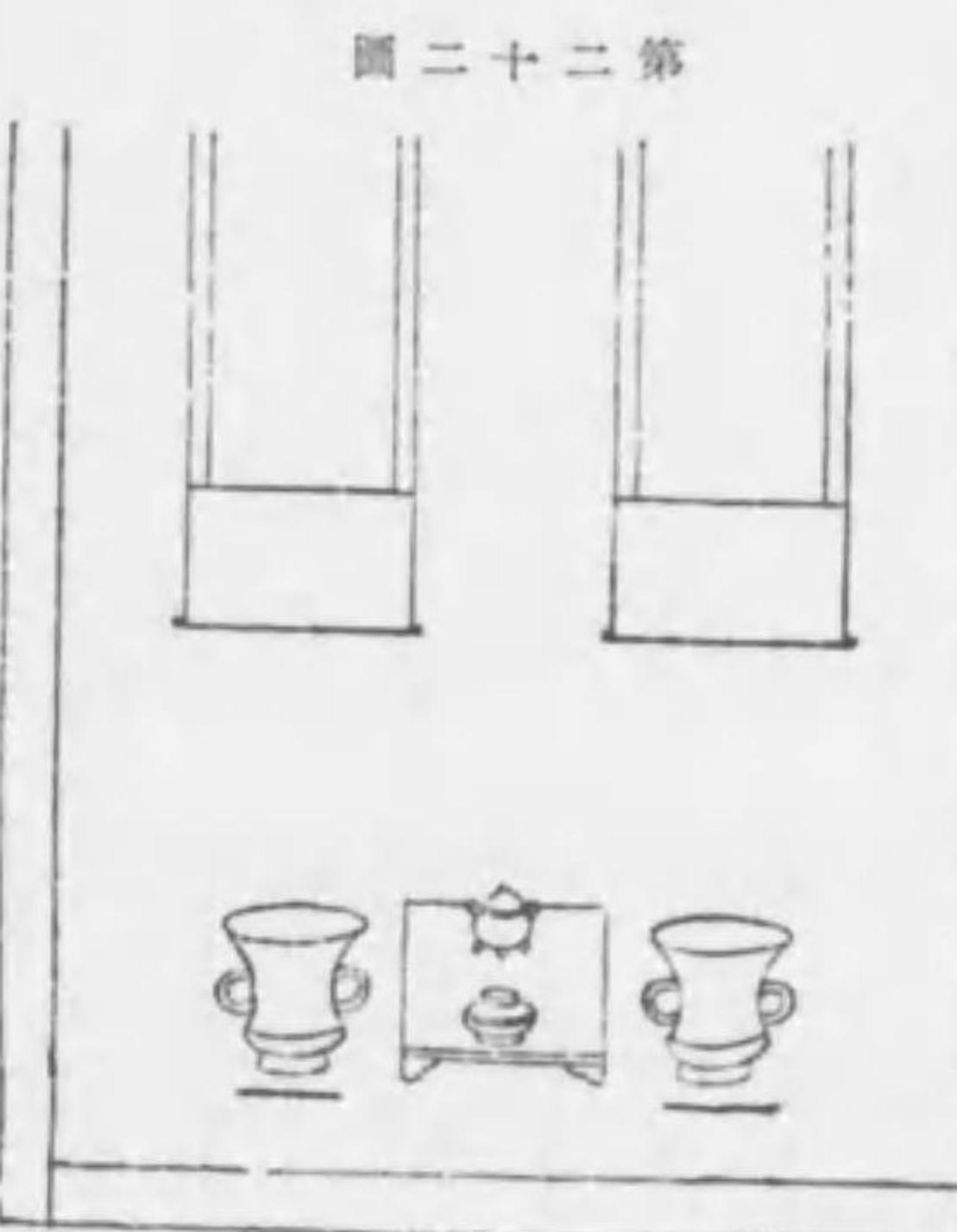


略の筋

第二十一圖は三具足を略した飾り方であるから眞の行とも見るべきものである、此の場合軸物は四幅對が用ひられ、床の中央に高卓を置き、卓の上に香爐を配し、卓下に拋入花を置くのである、此の拋入花は生花であつて、現今に傳はる拋入花の式法はこれより始まつたものである。而して其の左右に一對の立華を飾る。(卓下の花のことは後節に記す)

略の筋

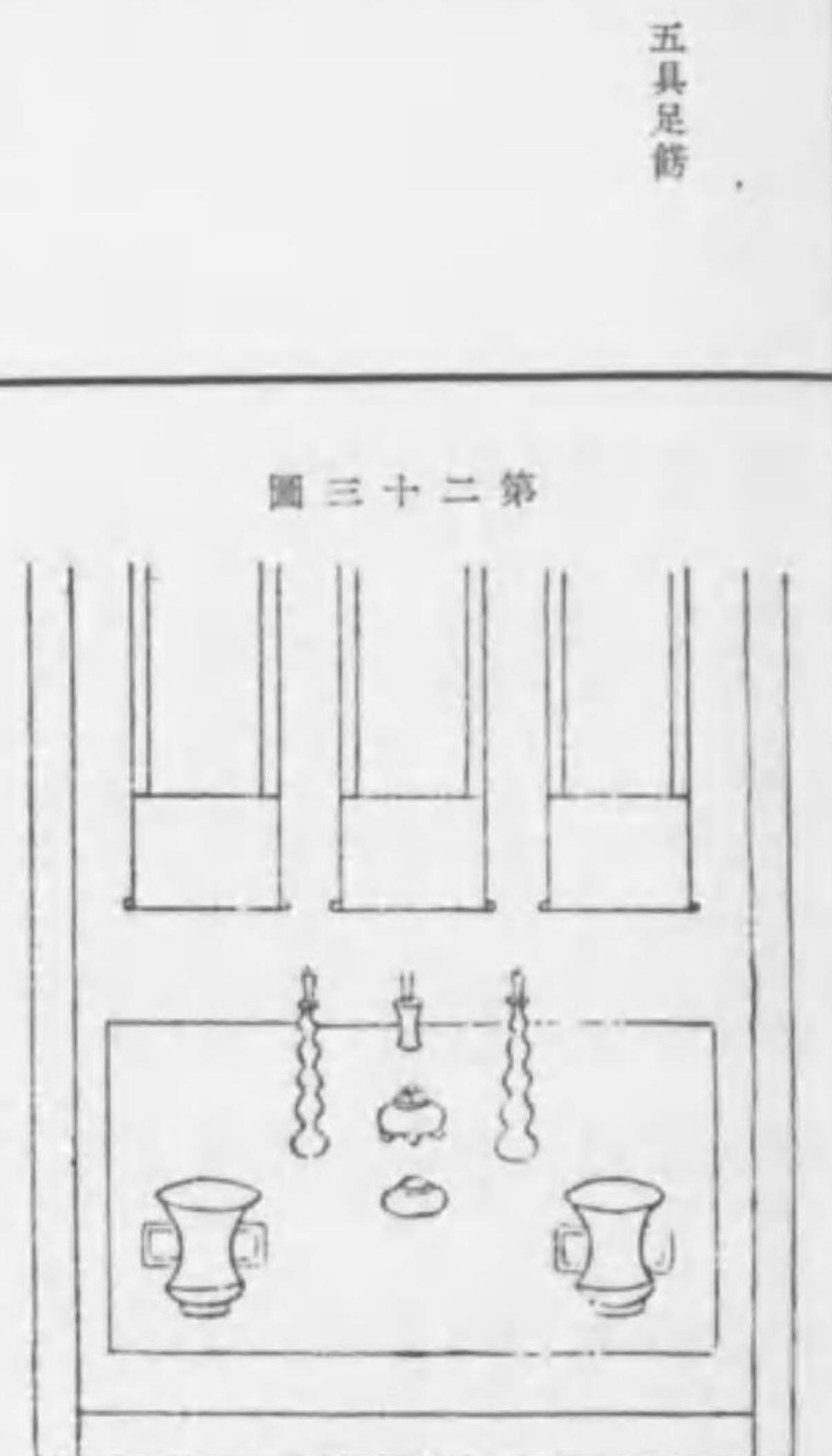
花の位置
略の筋



第二十一圖

第二十二圖は略の筋りで眞の筋りの草に屬するものであつて、軸物を二幅對とし、中央に香臺(低い卓)を置き臺の上に香の具即ち香爐、香盒を飾り、左右に立華一對を置くのであるが、場合によつては更に之を略し、中央の香臺に香爐のみを置き左右に生花一對を配することも差支はない、此の取扱ひは二十一圖の中央の高卓を上下にわけて用ひるの意味である。

吾々が日常床を飾るのは今一段これを略したものであつて、床に軸物一幅をかけ、前に一瓶の花を生けることにするが、此の場合は立華でも砂の物でも又は生花で、また軸物が横掛で短かい場合は、中央に高卓をおき上に香爐、卓下に拋入をなすこともよいのである。



よく座席に應じて適當に取扱ふことにせねばならぬ。第二十三圖は三幅對の掛軸に五具足の筋りをなしたものであるが、此の筋り方は正式の三具足筋りの略であつて、香と燭二つと花二つを指して五具足と云ふのである。此の筋り方は床の中央に大形の花臺を置き、臺の中央に香の具を一列に配し、香爐の左右に一對の燭臺を置く、而して其の前方左右に一對の立華を置くことにする。

卓下花の事

卓の種類
卓下花

卓は机または獻上臺の變化したものであると云はれてゐるが、現今では一般用ひられてゐるものに三十五六種のものがある、その中上下二段に使はれてゐる高卓に、四柱卓・三柱卓・二柱卓・丸卓・高麗卓、その他六柱卓・陰陽卓など色々あるが、本卓と稱へるものは四柱卓で、これは四方卓とも呼んでゐる。

元來この卓は天地萬象を象つたもので、大極分れて清いものは輕く上にあがつて天となり、濁つたものは重く下に降つて地となる、天は即ち陽で地は陰である、この故に卓の上は天として火のもの香爐を置き、下は地として水を配し、而して天地間に萬象生ずるの意を觸し、始めて生ずるの義によつて之れに一輪生をす

卓下花の取扱方

ることになつた、これ即ち卓下一輪生の本源である。

而して卓下の花は必ず足の中におさまつてゐることが規定されてゐる。それは卓をもつて宇宙と見做すから、萬物悉く宇宙の中におさまるべきであるからである。しかし枝葉の都合で中におさめ得ない場合は、前方に向つて枝を差し出してもよい事になつてゐる。これは止むを得ない時の使法で、前に振り出したものは、脚の中に納まつたやうに見えるからである。かの水仙の生方に於けるが如く、すべて真直ぐに取扱ふことに定められてあるに拘はらず、向ふ掛に生け前方へ振り出す場合に限り差支ないと同様な意味である。

上段物と下段物

上段物と下段物

生花でも下段物は他の草木と生け合せる場合、根締に使ふと云ふが、元來この事は立華から出た言葉で、立華には上段物と下段物が區分せられてゐる。而して上段物は眞に使ひ下段ものは高く用ひてならぬと示されてゐるが、其の上段物と云ふのは、木物では松・檜・檜柏・紅葉・竹・杉・枇杷・膚木・梅・柳・南天・唐木・桃・楓・落霜紅・五葉松・櫻・柞・辛夷・黃槿・柏・梔・系櫻・李花・橫・藤・杏子・澤水木・穀・木蓮・萩などで、草物では菊・芍藥・蜀葵・秬・粟・萱草・蕙・葵・杜若・鶴冠・稗・芒・百合・雁來紅・菖蒲の如きである。而して下段物は金盞花・劈夏羅・雁足・つは・紫苑・信夫・一つ葉・萬年青・ふきのとう・つち草・梔子花・岩つづじ・柘榴・銀寶珠・萍蓬草・紫陽花・龍膽・澤ちしや・赤草・野菊・鬼あざみ・六月雪・瑞香などである。

實物、葉物、蔓物

實物の種類

五穀の類
果物の類

生花に使用する實物と云ふのは美しい實を結び、而もそれが食用に供せられないものに限られてゐる。即ち珊瑚・南天・落霜紅・蔓梅嫌・萬年青など之れに屬するものである、しかしながらその中で萬年青の如きは實物であると共に葉物であり、殊に之れが生方には特別の規定が設けられてるので、萬年青に限り實物とか葉物とかに屬せしめず、傳花物として例外の取扱ひをなすべきものである。また蔓梅嫌は美しい實を結ぶものであるから、勿論實物ではあるが、生花としては其の蔓の取扱ひに重きをなすもの故、之れ等は蔓の實物として兩者に屬することになる。

また五穀(米・麥・粟・稗・黍)及び果物の類は實物には相違ないが、之れ等は人命をつなぐ糧として貴いものであるから、生花として遠慮すべき物となつてゐる、しかしこれも結實しない時季のもので花や葉を貰して生花となす事の出来る種類は多々ある、即ち梅・桃・杏花・林檎・枇杷・梨花・柘榴の如きものまた五穀では麥や黍の如きが時として使用せられてゐるが、それは未だ實を結ばない初期のものであらねばならぬ。花心粧に木蓮の根締に麥の使はれたのがあるが、これ等は庭先の雜草中にこほれ麥の生えたがあつたので使つたと武藤先生は述べられてゐる。

生花に普通用ひられる實物は何れも花の季節でなく美しい實の熟する頃をもつて季節とするが、如何に實が美しいと云つても、生花と云ふ本質から見て、普通の花物と同様に取扱ふことは當を得ないと云ふ見地か

實物に根締

ら、我が池坊では實物には必ず當季の花物を根締に使ふことになつてゐる、これは花なきものには花物を添へて生ける、と云ふ法則より見ても一種生は許されない事になるのである、そして花でないから之れを改まつた客席即ち客招請の節床に生けることは宜しくないと定められてある。尤も實物一瓶でなくて他に數瓶ある場合、その列に置き合せるのは差支ない事になつてゐる。

以上は實物取扱上的一般規定であるが、その中珊瑚のみは格外の取扱をされてゐる、即ち此の材料に限り客席に生けてもよければ、實物でありながら他物の花を根締に用ひずして之れのみの一種生が許されてゐるのである、この理由は珊瑚はその葉も實も實に美しくて氣品高いものであるから、寧ろ他の根締などを配せずして一種生をなす事がよいのでもあり、また相當高價なものでもあり千兩に通する目出たいもの等云ふ點からも考へられたのであらう。

葉物と云ふのは花よりも葉を賞し、主として葉によつて花形を整へる種類のものである、されば葉物の代表的な芭蕉を始めとし疊華・カンナ・つは・銀寶珠・玉簪・紫苑・葉蘭・蓮・萍蓬草・海芋・カラ・水仙・鳶尾・燕子花・菖蒲・射干・萬年青など之れに屬する譯であるが、この中數種の物は、他に重要な條件がある爲めに、普通の葉物としては取扱はれない事になつてゐる。

即ち芭蕉・蓮・萬年青・水仙は何れも傳花物として特別の取扱をされることになつて居り、鳶尾・燕子花・菖蒲・射干などは葉組に重きをなし、且つその主たるものは葉でなく花である關係上、純然たる葉物となすることは適當でない、と云ふ意味から葉組ものなどと稱へられてゐる。また葉蘭のみは特に規定が設けられ、必ず一種生となし、葉數は五枚より十五枚迄と限られてゐる。

葉物取扱方の規定としては必ず置生に限ることになつてゐる、それは實際に於て置生以外には生け得ない許りでなく、それは決して調和するものでないからである。葉物は概して直ぐに育つものであるから其の自然の個性を生け表すには置生に限ることになるのである、而して疊華やカンナー・紫苑の如きは丈を相当高く見せて生け、つは・萍蓬草・銀寶珠・海芋・カラーの如きは其の自然が横廣に張るものであるから、其の點を尊重して主として廣口の花器に幅をもたせて生くるやうにするのである。

以上は何れも葉をもつて真・副・體の恰好を整へ、花は眞に屬する部分に用ひ、花と葉と全體にて亦整つた花形をなすやうにせねばならぬが、紫苑の如きは其の自然に倣ひ特に花莖を高く使ふことが肝要である。葉物の種類は隨分多くあるが華道では十分觀賞に値するもの、即ち藤・牽牛花・葛・畫顏・夕顔・あけび蔓梅嫌・鐵線・西蕃蓮の如きを選び用ふるのであるが、之れ等は何れも莖が長く伸びて垂れ下がるものであるから、置き生けにはなし難いのである。それで大てい横掛・向ふ掛・釣船・二重の上口などに生ける事にする。

葉物はすべて下座の方に垂れ下らしめるのであるが、これが特性として必ず葉先が上方に向ふのであるから、生花に於ても其の自然に倣ふことが肝要である、また此の點が垂れ物と異なる重要な事柄である、葉物は概して獨り手に立ち上り得ないものであるから、或程度まで上らせるには特に手段を講じなければならぬ、普通朝顔・夕顔の如き草物の葉物には竹の穂か萩の枯枝などを添へて之れを扶けて上らしめる事とし、藤や蔓梅嫌のやうな物は數本をからみ合せて使ふことにする。

垂れ方に一定の寸法はないが草物など餘り長くせず、且つ生け口より花器に近くよせて垂らし、蔓梅嫌や

藤など或程度まで長く垂らし、草物に比して花器より稍遠ざけて垂らすことにする、而して蔓梅嫌を二重上口に生けた時など、場合により押板より數寸の處までも下ける事もあるが、しかし如何なる時にも押板に届くやうになつてはいけない、そしてその蔓先は必ず上方に向はしめることが肝要である。

藤や朝顔の如き美しい花をつけるものは一種生にしてよいが、蔓梅嫌の如き實物や又は花あるものでも賞するに足りない物の場合は之れに根緒を配するが、垂れ物は草物又は通用物であるから、之れが根緒には必ず草花をもつてし、決して木花を用ひてはならぬ。

實物・葉物・蔓物はすべて祝儀の席や客招請の席に生けない事になつてゐるが、殊更に改まつた席でない場合は、他の生花の列に加へて飾ることは差支はない。しかし實物と實物・葉物と葉物など同列に配することは宜しくない、なほ朝顔の一輪生のみは客席に差支ないとされてゐる。

垂 れ 物

垂れ物と稱へるのは莖、枝葉などが自然に垂下する性質のものであつて、我が池坊では次の如きものを呼んでゐる。即ち枝垂柳・系櫻・藤・棣棠・迎春花・連翹・蔓梅嫌・金雀草・鶯鶯柳・洩疏・麻葉穗毬・鐵線風車・金糸桃・萩・すゝかけ・牽牛花・畫顏・夕顔・鳳毛・川穀・竹・桜・葛・莞・系檜葉・鵠鳥花・萩・芒・刈萱・葦・地榆・猿猴杉・紫珠・西蕃草の如きであるが、之れ等のものは各その個性によつて垂れ方を異にしてゐる、例へば藤や朝顔など莖全體が垂れ下がり、金雀草や連翹など枝の一部が垂れ、

通 用 物

竹は葉のみ、莞の如き花のみ垂下するものもある。而して此の葉や枝の垂れ方も夫々相違し、柳や芒の如く左右前後に垂れるものもあれば、萩のやうに一方のみに垂れるものもある。また垂れも大きく或はナビク程度と、それより趣を異にしてゐるのであるから、之が取扱ひをなす場合には、各草木の出生をよく心得その自然が示す姿に倣ふことが肝要である。此の垂れ方の用語として大垂・中垂・小垂・兩垂・片垂・諸垂などがある。また麻き物と普通云ふのは、金雀草の如く極めて軽く垂れるものを指して云ふのである。

垂物の種類

垂れ方の相違

通用物の種類

通用物使用心得

華道で云ふ通用物とは植物學上の分類ではなくて、取扱の便宜上名付けられた華道獨特の名稱であつて傳書には「木にあらず草にもあらぬもの」と示されてゐるが、實は木であつても柔しくて草に近い感じのするやうな種類のものを指してゐるのである。即ち竹・牡丹・藤（以上は三通用物と云つて、通用物の代表的のもの）珊瑚・金雀草・棣棠・仙毫秋・瑞香・連翹・洩疏・紫陽花・風車・繡毬花・長春・錦帶花・スッカケ・鐵線・芙蓉・地榆・南天・茵芋・鷹爪・蔓梅嫌などがある。

特に通用物として選んだのは、二種の草木を一瓶に生け合せる時の心得として重要な事柄であるからである。例へば木物二種を生ける時、その一方が通用物である場合は、必ず通用物の方を體に使はねばならぬ、また眞副が通用物である時は體は草物でなくてはならぬ、先年二重の上口に藤を生けその根緒に脚蹴が使はれてゐるのを見受けたが、斯の如きは大きな誤りである。

通用物は上述の通りであるが、此の外に同じ語であつて全く意味を異にしてゐるものがある。それは水陸通用物であつて、例へば菖蒲の如きは水邊濕地を好んで生育するもの故、水草とも陸草とも見做して取扱ふことが出来る、斯の如く水陸通用の物は之を陸に育つた草木の根緒に用ふることも出来、また魚道生にも取扱ひ得るのである。

草木當季の事

草木當季の事
元日より三日まで

生花に用ふる材料は何れもその草木が最も旺盛なる時期、即ち花物ならば花の咲き始めた頃より盛り頃まで、紅葉ならば紅葉を始めた頃から紅葉の盛り期までを以てする事になつてゐる。従つて此の季をはづれた物はたとひ祝儀の花であつても祝席に用ひられない事になる。されば茲に傳書草木集に示す十二月當季の花と之が取扱ひに關する大要を摘要して参考に供することにする。

松（三木）「松・榆・榆柏」の第一位。萬木の王、男性的、不老長壽、千歳の操。祝儀の花。根緒を使ふ。
松竹梅生（松竹梅生）。梅（各種の梅を生く、祝儀の花、一種生又は根緒を使ふ。松竹梅生）。水仙（陰の花にて祝儀。二本生、三本生。簡分迄は一種生。傳花）。ゆづる葉（相續の意にて祝儀の花、真・行・草とも生く、根緒を使ふ）。
寒菊・（菊の一種祝儀、一種生又は根緒に使ふ行・草に生く）。山橘（萬籟に似て祝儀の花、真・行草とも生く、行最も適す。根緒を使ふ）。福壽草（祝儀の花、卓下に真、小花器に行よし他の根緒に適す）。
翠松（若松祝儀の花、枝つき一本仕立ともに使ふ、根緒を用ふ）。柳（糸柳を云ふ、行草の花形、根緒を使ふ）。

十五日正月
二月
三月

用ふ、祝席にも佛事にも）。川柳（真・行・草とも生く、根緒を使ふ）。珊瑚（通用物の實物、一種生よし、根緒も使ふ眞行草とも生く）。

梅（前示）。欵冬花（一種生又は他の根緒に使ふ）。椿（一輪生又は眞行草に生く、一種生、他物の根緒にも使ふ）。

柳（前示）。蘗（主として一種生、眞・行に生く、開花高く苔低く）。彼岸櫻（主として一種生、眞行草に生く、老枝は掛釣にも）。糸櫻（垂物・行草に生く、置生の時根緒を使ふ、祝儀の花）。紅梅（梅に同じ、祝・新築・移徙に生けす）。えにした（通用物の垂物、一種生、根緒も使ふ、年中生く、垂枝を見せる）。

海棠（眞行草に生く、行最もよし、一種生よく根緒も使ふ、祝に用ひす）。庭櫻（眞行草に生く、眞行に適す、主として一種生く、赤椿の根緒も使ふ、祝に用ひす）、辛夷（眞行草に生く、行最も適す、主として一種生、根緒も使ふ佛事によし）。棣棠（通用物の片垂、草に取扱ふ、主として一種生く、根緒も使ふ、祝に用ひす）。梨花（眞行草に生く、行最も適す）。瑞香（通用物、主として行草に生く、一種生よく、草物の根緒も用ひ、木物の根緒にも使ふ）。杏花（眞行草に生く、行最も適す、一種生又は根緒も使ふ）。惠比根（大てい他物の根緒に使ふ）。藤（三通用「竹・藤・牡丹」、蔓物の垂物、草に生く、紫藤は右巻、白藤左巻、一種生又は根緒を使ふ、祝に生けす）。牡丹（傳花の章參照）。櫻（傳花・山櫻・本櫻參照）。李花（眞行草に生く、行最も適す、主として一種生、根緒も用ひ、佛事に相應し）。東菊（眞行に生

四月

く、又一種生又是他の根締に使ひ、祝儀にも用ひ)。紫羅蘭(主として根締に使ひ)。桃(眞行草に生く、すべての席に用ひらる)。春菊(根締物)。百合(眞行に生く根締にも用ひ)。祝佛事にも生く)。馬醉木(行草の一種を主とし根締にも用ひ)。毒木(故祝に生けす)。馬蘭(葉組自然の儘、眞副體に一株づゝ使ひ、花高く苔低く)。楓櫛(眞行草に生く、一種生を主とし根締も使ひ)。鳶尾(大てい行に生く、白花の物は葉組をなす、體の葉石砾(壇生をなす、一種生又是根締をも使ひ)。麻葉輔毬(垂物・草に生く)。燕子花(始んど年中生く、眞行草とも季節によつて取扱ふ、一種生、根締を使ひ又は他の根締ともなす體の葉三枚組は中低く使ひ)。雄子石(壇生をなす、主として眞行に適す、一種生又是根締ともする)。れんぎやう(通用物の垂物、主として行草に生く、すべて垂枝を用ひ、一種又は根締を使ひ)。柳(前示、節句後は生けす)。木瓜(眞行草に生く、行草最も適す)。萬壽竹(眞行草に生く、行草最も適す、一種生又是根締を使ひ)。鷺尾(前示)。萬壽竹(眞行草に生く、行草最も適す、一種生又是根締を使ひ)。牡丹(前示)。石南花(眞行草に生く、行草に適す、一種生又是根締を使ひ、祝に生くるもよし)。鬱粟花(眞行に生く、眞最も適す、二本の時は一色生、三本以上の時は二色使ふもよい)。渡硫(通用物の垂物、草に生く、一種生を主とし根締も使ひ)。橘花(主として立華に使ひ、生花は行よし)。かきつばた(前示)。鬱穀柳(垂物、行草に生く、行相應しい。一種生又是草花を根締に使ひ、垂枝エニシダ同様)。美人草(鬱穀花同然)。岩ふぢ(掛釣にのみ使へる小さき物)。あふひ(眞行に生く、行に適する)。六月雪(行草に生く、一種又は根締を使ふ)。棣棠(前示)。夏菊(眞行草に生くすべての席に生てよし)。繡線菊(眞行草に生く、行ふさはし、一種草よし、一種生又是草花の根締を使ひ)。

五月

生又是草物の根締に使ひ、木物の根締ともする)。芍藥(眞行に生く、開き高く苔低く使ひ、一種生に限る、祝儀の物なるも改まつた席には用ひす)。あぢさる(通用物、一種生又是草花を根締に用ひ、祝席に用ひす)。風車(蔓物の通用物、草の花形とし支柱を使ひ)。紫蘭(眞行に生く、一二三本に限る)。美人草(鬱穀花同然)。岩ふぢ(掛釣にのみ使へる小さき物)。あふひ(眞行に生く、行に適する)。六月雪(行草に生く、一種又は根締を使ふ)。棣棠(前示)。夏菊(眞行草に生くすべての席に生てよし)。繡線菊(眞行草に生く、行ふさはし、一種草よし、一種生又是草花の根締を使ひ)。

竹(三通用『竹・藤・牡丹』、松竹梅生に使ひ、草花を根締に使つて生く、行の姿、祝に生く)。石竹(根締物)。百合花(前示)。萱草(一種生・行に生く)。杜鵑花(前示に同じ)。菖蒲(眞行に生く、體の葉三枚組中高く、一種生又是他の根締に使ひ、白花祝に生てよし)。長春(通用物、掛に一種生よく主として根締に使ふ祝席によきも、すべてトゲを除いて生ける)。剪夏羅(眞行草に生く、一種生よく根締にも用ひ)。牽牛花(前示)。溪藻(行の姿、一種生く、花高く葉低く、開高く苔低く使ひ)。藤撫子(主として根締に使ひ)。紅の花(一種生よく、根締にも使ひ)。午時花(草の姿として向掛・横掛に生く)。金糸桃(垂物、草の姿)。夏菊(前示)。あふひ(前示)。梔子花(眞行草に生く、實ある頃用ひす、祝席、客席に好ます)。柘榴(眞行草に生く、垂物で無きも垂枝を見せる事よし、主として一種生、根締も用ひる)。萍蓬草(一種生又是他の根締となす、佛事に適す)。櫻(垂物、行又は草に生く、葉のある間用ひ)。一種生又是根締を使ひ、一二垂枝を見せる)。すゞかけ(通用物の垂物、草に適す)。

蓮華(傳花)。朝がほ(前示)。銀寶珠(葉物・行の姿一種生、花二本に限る)。蒲(水草の垂物、水草の根締を用ひ)。あし(水草の垂物、根締を使ひ)。鐵線(蔓物の通用物、支柱を使ひ草に生く)。姫百合(前示百合に同じ)

六月

撫子（一種生もよく、主として他の根締に使ふ）。きりん草（根締物）。萍蓬草（前示）。虎の尾（眞行草に生く、行草に適す）。射子（行に生く、一種生又は根締を使ふ）。釣鐘草（行草に生く、靡き物の意に取扱ふ）。玉のかんざし（前示ギボシに同じ）。書がほ（蔓物、草に生く、朝顔に倣ふ）。夕顔（蔓物、朝顔、晝顔に倣ふ）。莞（水草の垂物、行に生、すべて水草の根締を用ひて生ける）。

かしは（眞行に生く、根締を使ふ、神前供花に適す）。白花敗舞（眞行に生く、主として一種生）。葦（前示）。高良薺（葉物に屬し行に生く、一種生又は根締を使ふ）。桔梗（主として眞行に生く、一種生又は根締を使ふ）。他の根締ともする）。萩（通用物の片垂、草に生く、一種又は根締も使ふ）。桔梗（眞行に生く行ふさはし、一種生を主とし根締も使ふ）。澤水木（實物、眞行草に生く、根締を要す、祝席に用ひす）。旋覆花（行の一種生を主とす、根締も使ふ）。眞秋羅（一種生よきも、多く他物の根締に使ふ）。蓮（傳花）。夾竹桃（眞行草に生く、行相應し、一種生又は根締も使ふ）。澤水木（實物、草に生く、左卷に支柱に絡ませて生く）。萩（葦同様）。藤ばかま（置生に限る、大體女郎花同様）。雁來紅（主として置生、掛にも生く、草花の根締を使ふ）。七夕七種（はぎの花、朝がほ、女郎花、尾花、撫子、藤ばかま、葛の花）。

八朔。秋海棠（行を主とし、大てい一種生く、竹器を嫌ふ）。萩（前示）。桔梗（前示）。菊（後に示す）。八朔梅（前示梅参照）。疊華（眞行に生く、すべて一種生、二本か三本に限る）。野菊（後に示す）。金線草（一種生

を好む根締も用ひてよし、祝席に生けす）。鳳仙花（眞行草に生く、行最もよし、一種又は根締を使ふ、他の根締にも用ふ）。山梗菜（行の一種生よし、他の根締もとなす、廣く用ひられて居ない）。射子（前示）。紫苑（行に生く、葉物として扱ひ、花二本を使ふ）。紫藥荊（行最も適す、一種又は根締を使ふ。他の根締にも用ふ）。蜀羊泉（蔓物、草に一種生く、毒草故あまり好まず）。芙蓉（通用物、眞行草に生く、行ふさはし用ふ）。紅葉（傳花）。萩（前示）。鳥頭（行ふさはし、毒草ゆゑ床に好ます）。槿花（紅葉物、根締を使ふ）。落霜紅（實物、眞行草に生く、釣船掛などにふさはし）。萩（前示）。われもかう（通用物、行にふさはし、根締を要す）。根締交生もよし）。秋海棠（前示）

菊（主として大中輪は眞行・小輪は行草に生く、夏菊は之に似ひ、寒菊は小輪に準ず、大中輪は花數を寄数とし、小菊は花の數を奇數に整へる）。鶴冠（前示）。黃櫈（紅葉物、行に生く、根締を要す）。龍膽（一種生よきも主として根締に使ふ）。紅葉（傳花）。萩（前示）。烏頭（行ふさはし、毒草ゆゑ床に好ます）。槿花（紅葉物、根締を使ふ）。落霜紅（實物、眞行草に生く、行草ふさはし、根締を要す）。地榆（前示）。芒（兩重物行にふさはし、根締を要す）。萬年青（傳花）。寒菊（前示）。冬至梅（梅に同じ）。茵芋（通用物、眞行草に生く、行ふさはし、根締を要す）。萬年青（傳花）。寒菊（前示）。水仙（傳花）。

十二月
草木
數月數季に亘るも

早梅(梅に同じ)。珊瑚(箭矢)。川柳(箭矢)。枇杷(葉物、眞行草に生く實の頃生けず、一種生久は根緒を使ふ)。臘梅(梅に同じ)。

十二ヶ月當期草木として傳書に示されたものは、以上を以て説き終つたのであるが、多くの草木の中には一期咲、二期咲、四期咲等の別があつて、花時數ヶ月に亘り、或は一期咲のものにても頗る花時の長いものもある。其他、花なきものにて年中使用し得、花あるものにても花時のみ限らず數月數期に亘つて生け得られるもの等多々あるのであるから、爰に其うち主なるもの數種を掲げ参考に資する事とした。

牡丹 普通の牡丹は春三月頃より數ヶ月に亘つて咲き、冬牡丹も十月頃より咲き続ける。

燕子花 燕子花は早春より花を見せ、初夏の頃最も旺に、そして初冬まで咲きつゝける。初花、中花、晩花とも生花として取扱はれる。

水仙 一期咲きなるも晚秋十一月ごろより咲き始め翌春二三月頃に及び殆んど半ヶ年に亘る花である。

櫻 普通の櫻は餘りに長期に亘らない、即ち彼岸櫻・糸櫻は二三月ごろ、山櫻・牡丹櫻・庭櫻などは三四月ごろであるが、寒櫻にあつては晚秋十月頃より翌春二月ごろ迄咲き續け、その間何時にも生花として用ひられるものである。

柳 柳は花を賞美することなく専ら其の枝條を尚び用ふるものであるから、先づ十一月ごろより翌春二月の節句まで生花として使ふことになつてゐる。

椿 寒椿は晚秋十月頃より花を見せ、春椿を通して翌春二三月頃まで咲き續くものである。

珊瑚 珊瑚は實を賞するのであるが、其の實は十一月頃に生ずるのであるから大てい十二月より一月にか

けて生花として用ふる。
朝顔 早きは五六月ごろより花を見せ、初秋の頃まで四五ヶ月に亘つて咲き續けるものである。
藤 普通三四五月に亘つて咲くのであるが、八九月頃に咲くものもあるから、兩者を通じると、かなり永い花季を有することになるのである。
其他 数ヶ月に亘るものには、まだ數十種あるので一々詳細に記すことを止め、左に一般を表示することにする。

棣棠	三月——四月	仙臺秋	三月——五月
瑞香	初冬——早春	木蓮	四月——五月
百合	三月——五月	蓮	五月——七月
葵蓬草	五月——七月	撫子	五月——七月
百合	四月——六月	鳶尾	六月——九月
銀寶珠	六月——七月	射干	六月——九月
桔梗	七月——九月	女郎花	六月——九月
秋海棠	七月——九月	男郎花	七月——九月
秋海棠	八月——十月	木槿	七月——九月

年中通じて生け得るもの

落霜紅 九月——十一月 南天 十月——十二月（以下省略）

年中通じて生けられる物に二通りある。即ちその一つは、春夏秋冬、時を撰ぶことなく、何時にても其の材料が得られ、何時生けても差支ないものと、他の一つは菊の如く其の種類を異にするも、殆んど一年中を通じて材料を需め得るものとがあるが、爰にはそれ等總てを網羅して記すことにした。

松・竹主として正月の花に用ひられるが、適當の根締さへ得れば、何時生けても差支ないものである。檜柏・桺木・楓・楡・猿猴杉・矮楓・朝鮮楓などの常綠樹は四季を通じて生けられる。しかし何れもある草木の根締を用ひなければならぬ。

金雀草えにしだは花物であるから、花時に生けることは勿論なるも、花なき頃も、其の風姿を愛し、草花を配して生けることになつてゐる。

葉蘭花が地下莖に開くもの故、花時といふ事がない、それで年中何時生けても差支はない。葉物であるけれども、特に、一種生けに限り取扱ふことになつてゐる。

菊・春菊・夏菊・秋菊・寒菊など用ふる時は殆んど一年四時菊の生花を見る事の出来るものである。

花取合せの事

一瓶の花の数

其の他には七草生がある。花の色も右に準じて「一色二色または三色、それと七草生」とある。
材料の取合せ方にも規準があつて、必ずそれに準據しなければならぬ事になつてゐる、即ち一瓶に二種の草木を使つて生ける場合は、眞副を一種で整へ體を別物にするが、此の取扱の際すべて強いものを眞副とし、弱いものを體とするのであるから、木物二種の時は其の自然状態を考へて、大きく育つものを眞副とし、小さい種類の物を體とするのであるが、しかし其の時の材料如何によつて適當な取扱をなす場合もある。しかし之れが喬木と灌木である時には、すべて喬木を眞副とし灌木を體に使ふのである。要するに一瓶の花は眞副が主體と通用物の場合は木物を眞副とし通用物を體に用ひなければならぬ、而して木物と草物の時には草物を體にすることは勿論であり、通用物と草物の場合にも草物を體に使ふのである。要するに一瓶の花は眞副が主體であるから、それに主要な材料を配し、體は添物の意味で軽いものを使ふ譯である。

其他花の輪の大小による取扱方も心得て置かねばならぬ、それも前に記したのと同様の意味で眞副と體が同じく木物であるか、又は草物であつて、花の輪に大小のある場合は大輪のものを眞副に使ひ小輪の物を體とするのである、この事は傳書には『二色（二種の意）の内も大輪なるもの添物花にてこれなき様に見る體のもの生る心よし』と示されてある。

花を生ける場合色彩の配合と云ふことは餘程大切であるが、同時に色に順位が定められてあるから、成るべくその規定に準じて取扱ふ事も亦大切である。

我が華道では白・黄・赤・青・紫の五つを五色と稱へ之れが取扱上の心得を示されてある。即ち『白上品・黄結構・赤はなやか、青見事・紫くすむ』と傳書に示されてあるが、つまり花色の感じによつて順

色彩の配合
色の順位

輪の大小

二種取合せ

輪の大小と葉の
強弱

位をきめたものであるから、矢張りそれに倣つて取扱ふことが、花を美しく優雅に整へることになる譯である。例へば白花と黄花、または白花と赤花を一瓶に挿し合せる時は白を眞副とするのである、黄花と赤花の時は黄花を眞副に使ふと云つたやうなものである。

尤もこれは花の輪の大小と考へ合せなければならぬので、總ての場合この通り取扱ふことは出来難い、たゞへば赤の大輪菊と白の小菊を生げる時の如き、申す迄もなく赤の大輪を眞副として、白小菊を體にせねばならぬ、また材料の強弱と云ふことも考慮に入れねばならぬのであるから、同じく中輪咲の白菊と赤菊を生けるとしても、赤菊の葉が非常に遙しく葉付も豊であります、それに反して白菊は纖弱である場合など、色の順位によらず赤菊を眞副とし白菊を體に配せねばならぬ。

其他、特種の場合であるが、菖蒲や杜若などは花の原色が紫であり、白は變種であるから、斯かる物はその原色たる紫を上位として取扱ふことにする。すべて五色とも原色の場合のものを尊ぶのであつて變種や斑入りなどは五色より下位のものと知るべきである。

茶室の花

佗びを主

「茶は佗を主とするものであるから、茶室の花としては華美艶麗なものをおまない、この意味で牡丹の如きは生けない事になつてゐる。また朝顔など生けると云ふ人と生けてはならないと云ふ人とあるが、元來朝顔一輪生は次の如き故實があるからである。

茶人利休は茶の湯の大名人であると同時に生花に於ても中々の巧者であつたがまた頗る朝顔の名手で、庭見當らないので不審を抱きながら一間へ這入つた。見ると、其處に開花一輪、蓄一輪の朝顔が、さも見事に抛入れられてあつた。

太閤不思議に思はれてその譯を尋ねると、利休は『關白殿下に多くの花を見せ参らることは却つて、御申し込まれたので、利休も大へん名譽に思ひ喜んでお受けして朝の茶へ御招待することにした。

その日、太閤は利休の家に行き、庭中を通つて茶室へ赴いたが、嘗て聞き及んでゐた庭には一株の朝顔も見當らないので不審を抱きながら一間へ這入つた。見ると、其處に開花一輪、蓄一輪の朝顔が、さも見事に悉く捨てゝ了ひました』と、申し上げた。

太閤はこれを聞かれて深く感する處があつたらしく、やがて料紙筆硯を取りよせ『名人の心入れ感服致す朝顔の開花一輪蓄一輪は賀席に生くるも差支なし』との意味を認め利休に授けられた。

利休は大いに面白を施し、これは茶花の道に携はるものゝ永く記念すべき事であると考へ、後世に傳へたのも秀吉に見せる事を惜んだものと誤認し、それや是れやが原因をなして遂に利休に自害を命ずるに立ち到つた。されば茶人の崇拜する利休が災を招いた事に因る朝顔を茶室に生けることは遠慮すべきだと云ふいとされたのだと云ひ傳へられてある。

朝顔の古實

この事によつて朝顔の一輪生は茶人の喜ぶ處でなくてはならぬ筈であるが、他に傳へられる處によると、利休の愛婿が秀吉に敵意ありと噂されてゐた爲めに、此の時秀吉は利休を疑ひ居り、利休が朝顔を取り除いたのも秀吉に見せる事を惜んだものと誤認し、それや是れやが原因をなして遂に利休に自害を命ずるに立ち到つた。されば茶人の崇拜する利休が災を招いた事に因る朝顔を茶室に生けることは遠慮すべきだと云ふ

茶席の嫌花

意味である。

すべて茶室の花は姿小さく閑静に生けることを本意とし、白梅・白菊・蘭などを始め香氣高いものは用ひない事になつてゐる、若し都合で匂ひ高い花を生けた時は香を焼くことを控へなければならぬ。また風爐先是火氣の強くあたるので、成るべく調れないやうな材料を選び用ふることが肝要である。茲に茶席に嫌ふ花の一覧を記しておこう。

弱い花。陰の花（四花四葉六花六葉の如き偶數のもの）。死花（萎んだ花・枯れた花）。名の知れぬ花。季節はづれの花。華やかなもの。悪臭あるもの。香氣高い花。毒木毒草。名前の悪い花。種子や花粉の散亂し易いもの。葉もの（葉ばかりで花なきもの）。刺のあるもの（蘇・瀕茄子は用ふる）。五穀の類。茶の花。金蓋草。流儀花。その他伝統的に忌む花。西洋花など。

生花器具について

花器 正式の花器

家元傳書に「當家の流に花器にあらざる物に花生る事なし。唐物、縞もの等相應の器物を用ふ。和物はわかり難き物に生けず」と花器選擇の標準を示されてゐる。即ち池坊では専ら花器として作られたものに限り之を使用することを以て本意とするのであるから、花器以外の目的をもつて作られたものを使ふことは好まない譯である。しかし之れは正式の場合を主とする規定であるから趣味によつて花器ならざる物を花器として使用することは多々あるが、それ等は客招請の床やその他改まつた祝席などには一切用ひてはならぬ。

唐物・縞物とあるは支那、朝鮮、琉球などに出来た物を指すのであつて、之れ等も花器として作られたものに限り使ふことが許されてゐる。和物とは日本で出来た品であるから、花器として作られた物であるか、又は他の目的で作られた物であるかは容易に判明するものである、それで餘り間違ひは起らないのであるが若し其れが判らぬ場合のものは用ひない事が誤りを醸さなくてよいと云ふ譯である。

また別項に「床に生くるは花器にあらざる物に生くることなし。夏砂鉢は苦しからず」と示されあるが、床の花は前に記したやうに純然たる花器に限ることになつてゐるも、夏季に於ては水面を廣く見せ涼味を感じしめるに最も效果的なる、砂鉢（廣口物一般と心得てよい）を使用することは差支ない事になつてゐる。元來砂鉢は現在でこそ花器の一種と認められてゐるが、本來は他の器物として作られたものであるからである。

花器の種類を大別して金属器・竹器・陶磁器・木製器その他にフクベなどがある。而して金属器では御立猪や薄端などが其の代表的のもので現今ではこれの變化または應用によつて考案せられたものが數十種ある。竹器は寸筒・一重・二重・船などが主なもので、これと數十種の形態を備へたものを工夫されてゐる。竹籠も昔より純然たる花器として使用されてゐた。

陶磁器は細口物・壺形・廣口などのものが多く作られ最近には随分新しい恰好のものが考案せられてゐるが、しかし純然たる生花の器としては餘り其れ等の新形花器は好ましくない、成るべく在來の物を撰び用ふる事が望ましい。

木製器は砂鉢の類が多く、その他に船や二重・柱掛など自然木を使つて折へたものもある、しかし何れも

花器の種類

砂鉢

花器取扱上の心
得
花器の種類と花形

主として小間床やその他正式ならざる場合に用ふることが普通となつてゐる。フクベなども之れ等と同様の意味に取扱はれてゐる。

池坊ではすべて花器の種類によつて花形が制定せられてゐる。即ち眞の花器には眞の花形、行の花器には行の花形、草の花器には草の花形と定まつてゐる、それで生方練習の場合には兎も角床の花として生ける時には必ず此の規定に準據して取扱はねばならぬ。而して茲に云ふ眞行草は純然たる意味を云ふのであつて、この眞の花形も之れを眞の眞・眞の行・眞の草と細別することが出来、行草に於ても同様三つに區分して取扱ふのであるが爲めに、稍もすると誤りを齎すことがある。例へば御女猪に純然たる眞の花形を生けるが如きであつて、元來御女猪は行の花器であるが、行の花器の中では眞に屬するものである、此の故にお女猪に生ける花の姿は行に屬する眞の花形でなくてはならぬ、然るに往々この行に屬する眞の花形と云ふことを單なる眞の花形だと早合點し誤つた生方をなすが如きである。また砂鉢の如き立華では草の花形を生けるのであるから、生花でも草の花器だと云つてゐる者もあるが、しかし生花に於ける場合は砂鉢の生方は行に屬するものと明かに専正宗匠が申されてゐる。これなどは行に屬する草であるから誤つて之を草だと思ひ違ひをしてゐる事に起因するものとも云へるであらう。

次に花器の種類により、之を飾る床の相違することも心得てゐなければならぬ一事である、元來生花は神佛供花に端を發したものであるから、對花をもつて本體とする、而して對花の場合の花形は必ず眞又は行と限られてゐる。されば本式の床花はすべて眞又は行の花形に生け、花器も之れに準するものに限る譯であつて、本床に草の花を置くことは誤つた取扱であることを知らねばならぬ。

本床

行草の床

花臺

花器の表裏

而して本床と云ふのは二間以上の幅で奥行は三尺以上、その中央に床柱があつて一方は掛物を掛けれる床とし、他の方は勝手床と云つて邊ひ棚や袋戸棚・地袋などを設けることが普通となつてゐる。書院床と云ふのは床の明りの方即ち庭に面した方に書院が設けられてある、書院と云つても以前では一室を設けられたのであるが、現今では一尺幅位の板床を一段高く作り明りの方に障子を建てる事になつてゐる。

兎に角以上の如き床には眞または行の花形の花を配し、一間半を二つ割にした床や、三尺床、または奥行三尺未満の床などはすべて本床ではないのであるから、之れ等には草の花形の花を置くことが本則となつてゐる、それで其の場合によつて一重・二重・船・鉤・向ふ掛・横掛など適當に使へばよいのである。

眞・行の花を生けた場合は必ず花臺の上に置くことが肝要であるが、之を略して薄板を使ふことも差支はない。而して此の時花器の向き方を誤らないやうにせねばならぬ、總て花器は表を前にするのであつて、花器に脚のあるものは三本の時は一本の方を前、四本の時は二本を前と云ふことにし、銘あるものは銘を後にする尤もその銘が高貴の方や宗匠などの筆になつたものである場合に限り前に見せるのであるけれども、お立猪の如く直筆でないものは後にすることを忘れてならぬ。また籠の花器は花臺を用ひないことが正式となつてゐる。

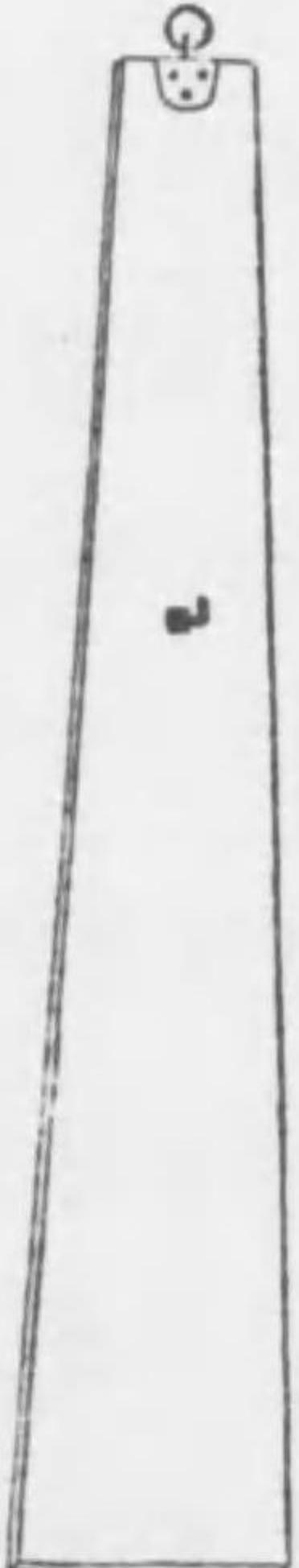
花器の打方

露を打つが花器にはかけないやうにするのである。

垂 撮 の こ と

昔は小床の壁を紙で張つてゐたが、この張壁には一切胴釘を打たない、それで此の床に向ふ掛の花を配する場合垂撮を使つてそれに花生を掛けたのである。而して垂撮はもと琵琶箱の蓋の恰好に倣つたものでありその蓋は撮の形によつたもので、それを垂らすので垂撮と稱へたのであるが、現今使用されるものは次ぎ

圖四十二第



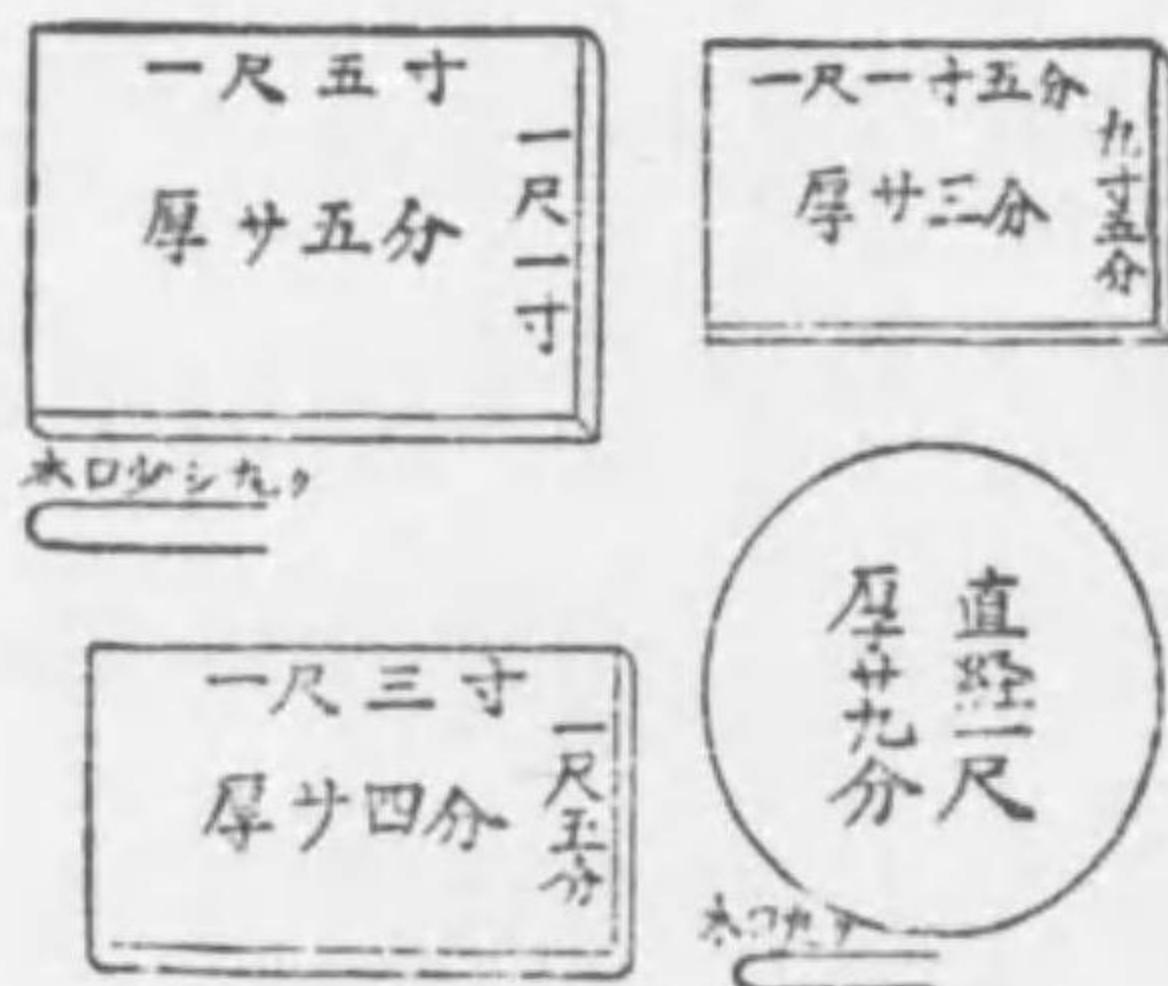
の圖の如く板の上幅が一寸九分、下方が四寸、總丈が三尺九寸六分、厚さ二分、上方の輪が直徑五分、輪の下が一分、その幅が一分、而して花器をかける釘は上方より一尺八寸の處にあつて、釘の出が四分、鈎が四分釘座の輪が四分と云ふことになつてゐる。

垂撮は總て草の床のみに限り用ふるものであつて、これは花器をかける事の外には一切用ひない、而してすべて黒塗のやうな地味なもので草の床に相應しいやう作られてゐる。

薄 板 の 事

薄板の規定

圖五十二第



水口少シ九寸

水口少シ九寸

九目位（本間疊は疊目が六十四ある故、略々中央になるやう置くのであるが、狭い床などでは適當に參酌する）の處に置くのである。

薄板は長板より出づと傳書に示されてゐるが、元來茶道に於ける長板は臺子を棚を長板に割つたものである。此の意味と同様に床筋の際、中央の卓を割つて卓に香爐、薄板に生花となした事は前に述べた通りである。されば薄板は當然花臺を略したるものたる事は明かであるから、薄板の用途は花臺同様の心得でよい。しかし花臺よりも略式であるだけ略された場合に多く使はれることになるのは云ふまでもない。なほ薄板は疊床に限つて用ひ、板床に使はないことは茶道を始め花道すべての流派ともに行はれてゐる事柄である。其他籠花入にも一切用ひないことになつてゐる。

薄板は好みによつて色合・大小等種々あるが、我が池坊では圖の如き長方形と丸形の一様を本式とし、木地、杢目、黒塗、春慶塗などである。

なほ、杢目は勝手付になし、すべて床框より疊目十七目乃至十九目位（本間疊は疊目が六十四ある故、略々中央になるやう置くのであるが、狭い床などでは適當に參酌する）の處に置くのである。

釘打やうの事

柱釘

廣間の床即ち本床には横掛の花を用ひない事になつてゐるから、一切打釘をしてはならぬ。柱釘はすべて行・草の床に限られ柱の内側に打つのである、而して之に花器を掛ける時は、花の先が向ふ角に振り出ることにする。茶席の床にては柳釘と稱へて天井廻り縁から一尺下けて向ふ角の柱に釘を打つやうであるが、我が池坊では必ず手前角の柱といふことに定められてゐる。

釘を打つ高さは押板（床の意）三尺二寸乃至三尺六寸の處といふことが規定になつてゐる。つまり床の廣狭高低により右寸法の範圍に於て適當に參照するのであるが、この釘の高さを俗に疊返しの高さと稱へられてゐる。之は疊一枚をおこした高さの意で本間疊の寸法が三尺一寸五分であるから、それを大體の標準にする譯である。

柱釘は、前述の垂撥同様の折釘に使へばよいのであるが、この場合釘座は要しないのである。

床の正面、壁の左右の真中、三尺二寸乃至三尺六寸迄の高さに打つ釘を胴釘と稱へてゐる、之は向ふ掛の際に使ふものであるから、勿論本床には打たない、柱釘を打つ床と同様、行・草の床に限るのである。

平素この處には軸物を掛けるのであるから、此の釘は成るべく押込んだり引き出したりする事の出来るやうにして置くことが便利である、しかし規定としては『釘座あることよし』と示されたのみであるから、適宜な方法によればよいのである。なほ、胴釘は張壁の床には一切打つてならないものと知らねばならぬ。



鍵は圖の如きもので、大小は隨意でよい。之は小間の天井へ打ち、鉤先を前へ向けて置き、鉤花生を掛けるのである。而して此の蛭鍵は生花の巻に示されてある通り四方の真中に設けるのである。しかし向ふ明りは下座へ一寸寄せて打つと教へられてあるが、この向ふ明りと云ふのは床の後に窓などが作られてあるものを指すのであるから、つまり窓の正面をよけて打つといふ意味になるのである。

蛭

普通の床にあつては天井四方の真中より一寸左か右かに寄せて蛭鍵を打つと示されてあるが、その片寄せる方は必ず床の明りの方と云ふことになつてゐる。ところで爰に注意しなければならぬ事は『明りの方といふのは口傳』と示された點である。一般にこの口傳の意味が徹底してゐない爲めに、よく間違を醸すのであるから、それについて附記して置かう。

普通に明りの方と云へば、光線の入り来る方即ち本勝手の床では右の方を指すのであるが、爰でいふ明りの方とは光線を受ける方云ひ換ふれば明りに向つた方の意で、前とは全く反対の方になる譯である。

床に就て

床の陰陽

床に陰の床・陽の床・本勝手の床・逆勝手の床があつて、上座床・下座床・主位・客位など稱へることがあるから、茲に参考のため摘要しておかう。

陰の床・陽の床と云ふのは床の向き方によつて稱へらる名稱である。而して陽方は東と南・陰方は西と北であるから東か南に向つた床は陽の床で、西か北に向つたものは陰の床である。そして此の中で陽中の陽の

床の勝手
上座下座
主任客位

床と云ふのは床が南に向つた本勝手の床で、これが最上の床とせられてゐるが、陰中の陰の床と云ふのは、床が北向きになつた逆勝手の床で、一般に喜ばれないことになつてゐる。
 本勝手の床と逆勝手の床、これは座敷の真中から見て、床が自分の右手に當り、勝手床(棚のある方)が左手にある場合、これはすべて本勝手の床であつて、之に反するものは總て逆勝手の床である。
 上座下座と主位客位、床を中心として考へ本勝手の床の場合は向つて右が上座であり客位であるが、逆勝手の床の時は向つて左が上座であり客位である。さればこれに反する方は下座であり主位である譯である。
 床の花はすべて花の上座即ち體の方が掛軸の方に向くやうに置くのであるから、本勝手の床には本勝手の花を生け、逆勝手の床には逆勝手の花を置くことがよく、この取扱をなす時には花の上座(體の方)が客位に向ふことになる譯である。而して客を此の座敷に招請する場合は必ず客位の方に座席を設けることが肝要である。

昭和十五年九月廿五日印刷
昭和十五年九月三十日發行

池坊生花學習帖 高等科

定價 貳圓五拾錢

著作兼發行者 熊 谷 八 偕

不許
複製

印 刷 者

須 磨 勘 兵 衛

印 刷 所

京都市下京區西洞院七條南

内外出版印刷株式會社

發行所 大日本華道學院

振替口座 京都一
穴版五三二九八番

京都府久世郡新田町

405
283

終

